地域子育て支援拠点事業届出要領

令和4年(2022年)3月1日 熊本県子ども未来課

社会福祉法(以下「法」という。)第六十九条の規定により地域子育て支援拠点事業の開始、変更 及び廃止については、都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業(政令指定都市を除く。)

児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業 (市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。)

2 提出書類

- (1) 事業開始時
 - ・地域子育て支援拠点事業開始届出書(別記第1号様式)
 - ・条例、定款その他の基本約款
 - ・建物その他の設備の図面(平面図)
 - ・収支予算書及び事業計画書
- (2) 届け出た事項に変更が生じた時
 - ・地域子育て支援拠点事業変更届出書、変更前後表(別記第2号様式)
 - ・条例、定款その他の基本約款
 - ・建物その他の設備の図面(平面図)
 - ・収支予算書及び事業計画書

資料の記載内容に 変更が生じた場合

- (3) 事業廃止(休止)時
 - ・地域子育て支援拠点事業廃止(休止)届出書(別記第3号様式)

3 届出期限

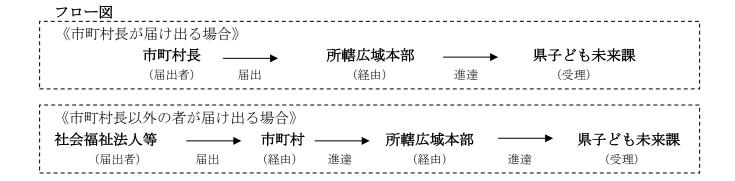
- ・ 事業開始時・・・・・・・・・事業を開始した日から1月以内
- ・ 届け出た事項に変更が生じた時・・・変更の日から1月以内
- ・ 事業廃止(休止)時・・・・・・事業を廃止(休止)した日から1月以内
- ※提出期限を越えて提出する場合、遅延理由書(任意様式)等の別途資料の添付が必要となるため、事前に県担当者に連絡すること。

4 提出部数

正本1部・副本1部

5 届出先

以下のフロー図に従い、事業実施者は市町村長に、市町村長は管轄の広域本部に提出する。 法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の実施要綱では事業の実 施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長 を経由して届け出るよう求めることとする。ただし、事業実施者の緒事情により市町村長を経由 した届け出が困難である場合は、この限りでない。



6 届出書の受理

県(子ども未来課)で受理した届出書については、原則として受理に関する通知等は行わない。 ただし、事業実施者から申し出があった場合は、受理印を押印した届出書の写しを事業実施者 に送付することとする。

7 その他

届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止(休止)時に必要とする ものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。